

湖西市道路の位置の指定基準

(目的)

第 1 条 この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて行う道路の位置の指定について、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 144 条の 4 の規定によるもののほか、具体的な基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(指定道路の配置)

第 2 条 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の配置については、土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街地形成を勘案して配置に十分留意するものとする。

(接続道路)

第 3 条 指定道路は、その両端を他の道路（法第 42 条に規定する道路をいう。以下この基準において同じ。）に接続したものであること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この基準において同じ。）とすることができる。

- (1) 延長（既存の幅員 6 メートル未満の袋路状道路に接続する指定道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。以下この基準において同じ。）が 35 メートル以下の場合
- (2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
- (3) 延長が 35 メートルを超え、かつ、終端の転回広場の中心までの距離が 70 メートル以下である場合のうち、終端及び区間 35 メートル以内ごとに自動車の転回広場に関する基準（昭和 45 年建設省告示第 1837 号）に適合する自動車の転回広場（形状は別図）が設けられている場合
- (4) 幅員が 6 メートル以上の場合

(指定道路の幅員)

第 4 条 指定道路の幅員は、車道幅員として、4 メートル以上としなければならない。この場合において、ガードレール等がある場合は、それより外側は車道幅員に含めないものとする。

2 両端が他の道路に接続する指定道路で区間距離が 100 メートルを超えるものにあ

っては、車道幅員を5メートル以上とする。

3 前2項の基準は、通行の安全上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

4 U型側溝で内法寸法が50センチメートル以上のもの及び堅固な覆蓋のないものは、車道幅員に算入しないものとする。

(隅切)

第5条 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を指定道路に含む隅切を設けたものであること。ただし、次の各号のいずれかに該当し、両側に隅切を設けることができない場合は、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認め、交通上及び安全上支障がない措置を講ずることにより、その部分は設けないことができるものとする。

(1) 指定道路を河川、水路等に接して築造する場合で、指定道路が接続する道路の橋梁、欄かん等により隅切ができないと認められる場合

(2) 指定道路が接続する道路との角地に既存の建築物、堅固な擁壁又はがけ等があり、隅切を設けることが著しく困難と認められる場合

2 指定道路が他の道路と接続する部分及び指定道路相互の交差は、なるべく直角に近いものとし、60度未満の角度で交差する場合には、底辺の長さが3メートル以上となる二等辺三角形の隅切を設けるものとする。

(勾配)

第6条 指定道路の縦断勾配は、原則として9パーセント以下とする。

2 指定道路が他の道路に接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分の縦断勾配は、2.5パーセント以下とし、その延長は次によるものとする。ただし、交差角が60度未満となる場合にあっては、隅角部が急勾配とならない距離まで延長したものとする。

(1) 他の道路に接続する部分10メートル

(2) 指定道路が相互に交差する部分6メートル

3 指定道路の横断勾配は、原則として2パーセント以下とする。・

(舗装)

第7条 指定道路は、原則として舗装するものとする。

2 指定道路の縦断勾配が9パーセントを超える部分は、すべり止め舗装等の通行上安全な措置を講ずるものとする。

(排水施設)

第8条 指定道路の側溝は、両側に設けることを原則とし、U型側溝にあってはその

内法寸法が 24 センチメートル以上、L 型側溝にあつては幅 45 センチメートル以上のコンクリート製で、かつ、排水に支障がないものとする。なお、二次製品を使用する場合は、申請書に仕様書を添付するものとする。

- 2 U 型側溝には、20 メートル以内ごとにグレーチング蓋を設置し、L 型側溝には、20 メートル以内ごとに集水枥を設置するものとする。
- 3 指定道路内に設置するグレーチング蓋は、原則として内蓋式とし、T-14（道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）、T 荷重）以上の強度を有するものとする。
- 4 排水施設の流末は、地区内の下水及び雨水を有効かつ適切に排水できるよう措置するものとする。ただし、周辺の状況を勘案して、一体的に整備する必要がある場合には、周辺地を含めた排水計画とするものとする。

（指定道路内の通行）

第 9 条 指定道路内は、通行に支障のないようにするものとする。

- 2 市長は、通行に支障があると認める場合は、指定を行わないものとする。

（電柱等の設置）

第 10 条 電柱（支柱及び支線を含む。）等は、原則として指定道路内に設置しないものとする。

（安全施設）

第 11 条 指定道路が屈曲、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれのある箇所又は落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所には、ガードレール、柵又は擁壁等の適当な防護施設を設けるものとする。

附 則（平成 20 年湖西市告示第 184 号）

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年湖西市告示第 152 号）

この基準は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。